

食品安全委員会（第677回会合）議事概要

日 時：平成29年12月12日（火） 14：00～14：59

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 0名、行政機関 0名、一般 4名

議事概要

（1）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「ジベレリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「スピノサド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フェンピロキシメート」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

（2）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1、除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統及び除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に食品健康影響評価が終了した除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統及び除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統を掛け合わせた品種を除く。）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（3）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「グリセリンクエン酸脂肪酸エステル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「グリセリンクエン酸脂肪酸エステルは、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・農薬「フルキサピロキサド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、「フルキサピロキサドの一日摂取許容量（ADI）を0.021 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬「クロルフルアズロン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「クロルメコート」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ジメテナミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フルキサメタミド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「クロルフルアズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.033 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

「クロルメコートの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.05 mg/kg 体重と設定する。」

「ジメテナミドの一日摂取許容量（ADI）を0.051 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.5 mg/kg 体重と設定する。」

「フルキサメタミドの一日摂取許容量（ADI）を0.0085 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品「ダイアジノン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬及び動物用医薬品「テフルベンズロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ダイアジノンの一日摂取許容量（ADI）を0.001 mg/kg 体重/日、

急性参照用量（ARfD）を0.025 mg/kg 体重と設定する。」

「テフルベンズロンの一日摂取許容量（ADI）を0.021 mg/kg 体重／日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。